

genre

環境法

title/subtitle

阿部泰隆・淡路剛久 [編]

authors/editors/translators

series

環 境 法

阿部泰隆・淡路剛久 編



有斐閣ブックス



環 境 法

〈有斐閣ブックス〉

1995年7月10日 初版第1刷発行

著 者	あ 阿 あわ 淡	べ 部 じ 路	やす 泰 たけ 剛	たか 隆 ひさ 久
発 行 者	江	草	忠	敬
発 行 所	株 式 会 社	有	斐	閣

〔101〕東京都千代田区神田神保町2-17

電話 (03) 3264-1314 (編集)

(03) 3265-6811 (営業)

京都支店 (606) 左京区田中門前町44

印 刷 共 同 印 刷 工 業 株 式 会 社

製 本 株 式 会 社 吉 田 三 誠 堂 製 本 所

© 1995, 阿部泰隆・淡路剛久. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります

ISBN 4-641-08557-9

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

はしがき

1 本書の目的

本書は、環境法の教科書である。しかも、体系書をめざした環境法学の教科書である。このことは、本書が次の二つのことをめざしている、ということの意味している。すなわち、――

第1は、本書が環境法の体系化をはかろうとしている、ということである。ここで体系化というときには、環境法が法学の対象として一つのまとまった法領域を形づくり、そこでは環境法固有の理念・目標、方法が存在している、ということを前提にしている。

ただ、こう述べると、次のような疑問が提起されるかもしれない。環境法とは、はたして体系化がはかられるような一つの独立の法領域といえるだろうか。環境法とはいっても、それは行政法、民法、刑法、国際法など、既存の法領域のそれぞれの一分野の寄せ集めではないか、と。たしかに、つい最近まではそうであった。たとえば、これまで環境法の中心を占めてきた公害の規制や自然環境の保全にかかわる法は、行政法の重要な一分野であったし、公害被害の賠償や公害の差止は民法の問題であり、さらに、公害犯罪は刑法の問題であった。また、最近のように地球環境問題や国際環境問題が生じると、国際法がその一つの分野として国際環境法を発展させることになる。

しかし、環境問題へのこのような既存法領域ごとの断片的なアプローチ、比喩的にいえばセクショナリズムでは不十分となったことを認識することが重要である。たしかに、これまで環境法を扱う法領域として中心的な役割を果たしてきた行政法は、近年、その対象と方法論を拡張、新たな要請に応えようとしている（編者の一人、阿部の『行政の法システム』（有斐閣、1992年）はその試みである）。しかし、地球環境問題や国際環境問題が出現するにいたったという一事を見ても、もはや行政法という既存の一つの法領域だけで環境問題を扱うことは困難である。

逆に、地球環境問題から見てみよう。この領域では、炭酸ガス（CO₂）など温暖化ガス対策が緊急の課題となっている。この問題は、たしかに気候変動枠組み条約（「気候変動に関する国際連合枠組み条約」）の問題としてだけとらえれば、国際法学の対象である。しかし、そもそも気候変動枠組み条約の枠組みをどうつくっていくかは、国内の環境政策を抜きにしては語れないし、逆に気候変動枠組み条約を国内的に実施していこうとすれば、規制的手法、経済的・誘導的手法などさまざまな手法を組み合わせるとともに、これらを計画のかたちで総合化することが必要となろう。しかも、地球環境問題は現在世代から将来世代にかけてあらわれる環境問題であるから、将来に向けたかなり長い時間間隔（タイムスパン）で物事を見る必要がある。これらのことを考えると、温暖化ガスの問題が、国際法という一領域を超えた問題であることは明らかであろう。

このように現在の環境問題は、その対象が広がるとともに複雑化した。空間的にのみならず時間的にもグローバル化した。このような問題に対して、既存の法領域から個別的、断片的にアプローチしても、問題を十分に把握することはできないし、まして解決のための政策を論じることもできない。環境法という一つのまとまった法領域を設定し、そこでの政策や手法を論じる必要はここにあるのである。本書が環境法に関する体系書をめざす、という意味もまたここにある。

第2は、本書が環境法学の教科書をめざしている、ということである。ここには二つの意味が込められている。

一つの意味はこうである。環境問題が今日の社会において最も重要な問題の一つとなっている以上、環境法もまたそのような位置づけを与えられるべきであり、大学あるいは短大において独立の教科目として教えられなければならない。現に各大学においては、環境法の講義がしだいに定着しつつあるように思われるが、本書はそのような講義の教科書として利用されることを期待されているのである。しかし、それだけではない。本書のような教科書が出版されることは、環境法学が独立の教科目として設定される動きを加速化させることにもなる。本書の公刊には、このような願いも込められている。

もう一つの意味は、本書が教科書である以上、内容のわかりやすさ、叙述の平易さを心がけた、ということである。もちろん、本書が体系書をめざしてい

る以上、内容の水準は高いものでなければならないが、しかし、講義に役立つためには、記述がわかりやすく、親しみやすいものでなければならない。限られたページ数でこの一見相矛盾した要請に応えることは容易でないが、本書はできる限りその要請に近づこうとしたのである。巻末に用語解説を付したことも、そのような努力の表れと理解していただければ幸いである。

2 本書の構成

本書は、九つの章（第Ⅰ-Ⅸ章）に分かれている。

第Ⅰ章の「環境法の生成」は、公害法の生成から環境法への発展を説明したものであり、本書の環境法の体系を生み出す基本となる部分である。

第Ⅱ章は「環境法の基礎」と名づけられているが、いわば環境法総論といってもよい。ここでは、環境法の基本原則や方法、環境法の諸領域などが説明される。

第Ⅲ章以下が環境法各論になるが、第Ⅲ章では、環境法の国際法的側面が扱われる。国際法は憲法ないし憲法的規定とともに国内法の基本原理となるものであり、地球環境問題が重要となった現在、まず国際環境法の枠組みを知っておくことが重要である。

第Ⅳ章以下が国内環境法にあたる。第Ⅳ章では、環境保全の基本的枠組みがまず環境基本法に基づき環境基本計画によって与えられることから、他の計画的手法とともに、環境計画を説明することとした。

第Ⅴ章と第Ⅵ章は、それぞれ環境汚染の規制と自然環境の保全の説明にあてられているが、これらは従来の公害規制と自然保護におおむね対応するものである。

第Ⅶ章では、環境保全の費用負担にかかわる制度が説明される。費用負担には、文字どおり環境保全のためにかかった費用を誰が負担すべきかという問題とともに、費用を負担させることによって環境保全をはかるという側面（いわゆる経済的手法）があり、後者がしだいに重要な役割を占めるようになってきていることが明らかにされるであろう。

第Ⅷ章は公害・環境紛争の処理・解決にあてられているが、これには司法上の解決と行政上の解決がある。

最後に第 IX 章において，環境行政の組織が説明される。

1995年 3 月31日

阿 部 泰 隆
淡 路 剛 久

■執筆者紹介（五十音順）■

阿部 泰隆（あべ やすたか）

神戸大学法学部教授

編者，第Ⅱ章4・5・7(2)，第Ⅷ章担当

淡路 剛久（あわじ たけひさ）

立教大学法学部教授

編者，第Ⅰ章，第Ⅱ章1-3・7(3)担当

磯崎 博司（いそざき ひろじ）

岩手大学人文社会科学部助教授

第Ⅲ章担当

磯野 弥生（いその やよい）

東京経済大学経済学部教授

第Ⅱ章7(4)，第Ⅴ章2担当

荏原 明則（えばら あきのり）

神戸学院大学法学部教授

第Ⅷ章1(3)・2・3担当

大塚 直（おおつか ただし）

学習院大学法学部教授

第Ⅷ章1(1)・(2)担当

加藤 峰夫（かとう みねお）

横浜国立大学経済学部助教授

第Ⅱ章6，第Ⅶ章，第Ⅷ章担当

川口 浩一（かわぐち ひろかず）

奈良産業大学法学部助教授

第Ⅴ章3担当

北村 喜宣（きたむら よしのぶ）

横浜国立大学経済学部助教授

第Ⅱ章7(1)，第Ⅴ章1(1)・(2)担当

交告 尚史（こうけつ ひさし）

神奈川大学法学部助教授

第Ⅱ章7(5)担当

潮海 一雄（しおみ かずお）

甲南大学法学部教授

第Ⅴ章1(3)・(4)担当

畠山 武道（はたけやま たけみち）

北海道大学法学部教授

第Ⅳ章担当

柳 憲一郎（やなぎ けんいちろう）

明海大学不動産学部助教授

第Ⅱ章7(6)・(7)，第Ⅴ章1(5)-(7)担当

目 次

はしがき	i
第Ⅰ章 環境法の生成	1
1 序 論	1
2 公害法前史	3
(1) 戦前の環境問題と環境法(3) (2) 戦後の環境問題と公害法の生成(8)	
3 公害対策基本法体系の成立	11
(1) 公害対策基本法の制定(11) (2) 公害規制法の制定と改正(13) (3) 環境庁の設置(15) (4) 自然環境保全法の制定と公害・環境法の成立(15) (5) スtockホルム国連人間環境会議(16)	
4 公害・環境訴訟の展開	17
(1) 4大公害訴訟(17) (2) 環境権訴訟(18)	
5 公害・環境法の停滞と公害・環境訴訟の推移	19
(1) 公害・環境法の停滞(19) (2) 公害・環境訴訟の推移(21)	
6 地球・国際環境問題の発生	22
(1) 地球環境の悪化(22) (2) 国際環境問題(23) (3) リオ・デ・ジャネイロの「環境と開発に関する国連会議」(24)	
7 環境基本法体系の成立	25
(1) 環境基本法の制定(25) (2) 新たな環境基本法体系(27)	
第Ⅱ章 環境法の基礎	29
1 環境と環境法	29
(1) 環境とは何か(29) (2) 環境法とは何か(30)	
2 環境法の理念と課題	32
(1) 環境法の理念(32) (2) 基本的な権利としての環境権(34)	
3 環境法における主体の役割	35
(1) 国と自治体(35) (2) 事業者(36) (3) 国民と住民(37)	
4 環境法の諸領域	38

(1) 国際環境法と国内環境法(38)	(2) 国の環境法と自治体の条例(40)	(3) 公法的な環境法(事前規制)と私法的な環境法(損害賠償法, 差止法)(46)	(4) 環境刑事法(47)	
5	環境保全の手法			48
(1) 規制的手法(48)	(2) 土地利用規制手法(49)	(3) 事業手法(50)	(4) 買い上げ・管理契約手法(51)	(5) 計画的・管理的手法(51)
(6) 経済的・誘導的手法(53)	(7) 利益の没収手法(54)	(8) 補助手法(55)	(9) 啓発手法(56)	(10) 行政指導手法(56)
(11) 契約手法——公害防止協定(57)				
6	環境保全の費用負担			58
(1) 国民全体の負担(58)	(2) 汚染者負担の原則(59)	(3) 受益者負担と利用者負担(62)	(4) 個人の自発的な費用負担(63)	(5) 経済的手法の積極的な活用(63)
(6) 国際的な協力および援助としての費用負担(65)				
7	外国の環境法			65
(1) アメリカ(65)	(2) ドイツ(67)	(3) フランス(71)	(4) イギリス(74)	(5) スウェーデン(77)
(6) EU(80)	(7) アジア(82)			
第Ⅲ章	国境を越える環境問題			87
1	環境に関する主な条約の概要			88
(1) 汚染の防止(88)	(2) 気候系の維持(96)	(3) 生物多様性の保全と資源の利用(98)	(4) 自然地域の保全(104)	
2	国際環境法の基本要素			109
(1) 未然防止のための制度(109)	(2) 被害救済のための制度(111)	(3) 枠組み形式(113)	(4) 効果的な実施と幅広い連携(114)	
3	今後の課題			115
(1) グローバル・コモンズの管理(115)	(2) 生命系が支えうる活動(117)	(3) 経済的手法の導入(118)	(4) 武力紛争時の自然保護(119)	(5) 人権と環境(120)
第Ⅳ章	環境の保全と環境計画			121
1	環境保全の基本計画と環境管理			121
(1) 環境基本計画の必要性(121)	(2) 環境基本計画と環境管理(122)	(3) 環境基本計画の策定主体(122)	(4) 環境基本計画	

の内容(124) (5) 環境基本計画の課題(126)

2	公害防止計画	126
	(1) 公害防止計画の意義(126) (2) 公害防止計画の内容(127)	
	(3) 公害防止施策に必要な経費の補助(127) (4) 公害防止計画の法的な効力(128) (5) 公害防止計画の問題点(128)	
3	環境影響評価	129
	(1) 環境影響評価の法制化(129) (2) 環境影響評価の意義・役割(132) (3) 環境影響評価の実際(133) (4) 環境影響評価と住民参加(135) (5) 環境影響評価の将来, 課題(135)	
4	環境保全と住民	136
	(1) 環境保全と住民の役割(136) (2) 住民の役割の強化とその課題(137)	

第 V 章 環境汚染 (公害) の規制と環境保全 ————— 141

1	公害の規制	141
	(1) 大気汚染(141) (2) 水質汚濁(154) (3) 騒音(170) (4) 振動(183) (5) 土壌汚染(186) (6) 地盤沈下(192) (7) 悪臭(195)	
2	環境汚染, 環境破壊と環境保全	200
	(1) 産業廃棄物とリサイクル(200) (2) 海浜環境の破壊と埋立て(208) (3) アメニティーの保全(212)	
3	環境刑法——公害罪法を中心として	216
	(1) 序論(216) (2) 公害罪法上の犯罪(217)	

第 VI 章 自然環境の保全 ————— 229

1	地域的自然環境の保全	230
	(1) 自然公園 (国立公園, 国定公園, 都道府県立自然公園) (230)	
	(2) 自然環境保全法による自然地域の保全(235) (3) その他の制度(237)	
2	野生動植物の保護	239
	(1) 鳥獣保護法(239) (2) 天然記念物制度(239) (3) 希少野生動植物種の保存(240)	
3	新たな自然環境保全対策	242
	(1) 自然環境の現状の調査研究(242) (2) 自然環境の修復と創造(243)	

第Ⅶ章 環境の保全と費用負担	245
1 公害健康被害の費用負担	245
2 公害防止事業の費用負担	247
(1) 国および地方公共団体の負担(247)	
(2) 汚染原因者(事業者)の負担(248)	
(3) 国による補助、援助(248)	
3 自然環境の保全と費用負担	249
(1) 自然公園制度と、自然環境保全法による自然地域の保全制度(250)	
(2) 野生動植物の保護(252)	
(3) 天然記念物としての自然環境の保全(255)	
4 経済的手法の導入	256
(1) デポジット・リファンド・システム(256)	
(2) 課徴金・環境税(257)	
(3) 環境負荷の少ない活動や新技術への援助(257)	
(4) 排出権市場の創設(排出権の取引)(258)	
第Ⅷ章 公害・環境紛争と司法・行政上の解決	261
1 公害環境訴訟	261
(1) 公害賠償訴訟(261)	
(2) 私法的差止訴訟(272)	
(3) 環境行政訴訟(275)	
2 被害者救済制度	287
3 公害紛争処理制度	290
第Ⅸ章 環境行政の組織	295
1 環境庁の成立	295
2 環境庁の権限	295
3 他省庁の権限	299
4 人 事	300
5 地方公共団体の環境行政組織と権限	301
用語解説	303
日本の主な環境法	308
事項索引	311
判例索引	319

● 主な法令名等略称

沿道整備法	幹線道路の沿道の整備に関する法律	瀬戸内海法	瀬戸内海環境保全特別措置法
オゾン層保護条約	オゾン層の保護のためのウィーン条約	大防法	大気汚染防止法
海洋汚染防止法	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	鳥獣保護法	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
気候変動枠組み条約	気候変動に関する国際連合枠組み条約	土壌汚染防止法	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
公害罪法	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	ばい煙規制法	ばい煙の排出の規制等に関する法律(1968年廃止)
公健法	公害健康被害の補償等に関する法律	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
公健法(改正前)	公害健康被害補償法(1987年改正)	バーゼル条約	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
工場排水規制法	工場排水等の規制に関する法律(1970年廃止)	費用負担法	公害防止事業費事業者負担法
国連海洋法条約	海洋法に関する国際連合条約	ビル用法	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
古都保存法	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	部分的核実験停止条約	大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約
産廃処理施設整備法	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	MARPOL 条約	1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約
種の保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	モントリオール議定書	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
水質保全事業促進法	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	ラムサール条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
水質保全法	公共用水域の水質の保全に関する法律(1970年廃止)	リサイクル法	再生資源の利用の促進に関する法律
水濁法	水質汚濁防止法	リゾート法	総合保養地域整備法
水道水源法	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	ロンドン条約	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約
生物多様性条約	生物の多様性に関する条約	ワシントン条約	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
世界遺産条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		

第Ⅰ章 環境法の生成

1 序 論

環境法は、今日、1993年に制定された環境基本法を頂点（「基本法」）とする一つの法体系として存在している。本章ではまず、このような現行環境法の体系とその内容を理解する前提として、現行法の体系ができあがってきた歴史、すなわち環境法の生成史を考察することとする。

環境法の生成史を考察する場合には、環境法生成の時期区分をしておくことが有用であろう。環境法生成の時期区分はいろいろな観点からできるが、公害法とりわけ公害法体系の有無、公害法から環境法への拡大とその発展、公害・環境訴訟の役割、地球環境問題への対応などを主要な視点とするならば、おそらく次の四つの時期に分けることができる（ただし、各時期は一部重なりあうことがある）。

第1は、公害法の前史とでも呼ぶべき時期である（後述2）。ここで公害法というと、公害法とは何か、公害法と環境法との違いは何かがただちに問題となるが、ここでは詳細な説明や定義を避け、ただ、「公害法」とは「環境汚染防止の法」と同義だと一応しておこう。環境法の主要な部分は、かつてはこのような意味での公害法であったのである。

公害法前史は、さらに、明治時代から第2次世界大戦に至る戦前の時期と、戦後の1960年代中ごろまで（1967年の公害対策基本法の制定前まで）の時期に分けることができる。戦前の時期は、足尾鉍毒事件のような深刻な公害問題が発

生していたのに、有効な公害対策も公害法も存在していなかった時期であり（後述2(1)）、戦後の時期は公害法の萌芽の時期である（後述2(2)）。

第2は、公害法の体系ができた時期である（後述3）。この時期は、1967年から1970年代の中ごろまでであり、公害対策基本法体系の成立（後述3）と公害・環境訴訟の展開（後述4）によって特徴づけられる。また、この第2の時期は、わが国のみならず世界の各地で環境破壊の進行が明らかにされた時期でもあった。このような環境の危機に対して、国連が初めて開催したのが、1972年、スウェーデンのストックホルムで行われた「人間環境会議」であった。

第3は、公害・環境法の停滞の時期である（後述5）。時期的には、1970年代の中ごろから1980年代の末ごろまで、といってよいであろう。この時期には、閉鎖性水域（瀬戸内海、湖沼）の水質保全のためにいくつかの法律がつけられたものの、二酸化窒素の環境基準が緩和され、環境アセスメント制度の法制化が挫折し、公害健康被害補償法（以下、公健法〈改正前〉と略す）の第1種指定地域が全面解除されるなど、公害・環境法は停滞した。同様の傾向は、大ざっぱに言って公害・環境訴訟にもみられるが、環境訴訟（差止訴訟）について停滞の傾向が顕著なのに対して（そしてそれは今日まで続いている）、公害被害の賠償を求める公害賠償訴訟については一定の進展をみている。

第4は、地球環境問題を契機として改めて環境法が進展しはじめ（後述6）、環境基本法の制定によって新たな環境法体系が構想できるようになった時期である（後述7）。1980年代の末から今日に至るまでの時期と考えてよい。

この時期に環境法の進展を促す原動力となったものは、地球環境の危機の認識であり、具体的には1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議」（リオ会議）であった。地球環境問題が認識されるに至るや、停滞していたわが国の環境法は再び進展しはじめて、いくつかの立法がなされ、またリオ会議の後に環境基本法が制定された。地球的規模の環境問題に対する国際的取り組みも始められ、いくつかの重要な条約が結ばれた。これからの課題は、基本法に表された理念をどう具体化していくかであろう。

2 公害法前史

(1) 戦前の環境問題と環境法

① 公害法の不存在

環境法は、かつては公害法と呼ばれた。「公害」という言葉がいつから使われるようになったかは、必ずしも明らかでないが、明治期にすでに大阪府令や（旧）河川法でこの言葉が使われていた、といわれる。しかし、公害法は存在していなかったし、公害という言葉が一般に使われていたわけでもない。もちろん鉱業活動については、鉱業法（1905年。その前身は1873年の日本坑法、1890年の鉱業条例）があったが、これは鉱業権の保護と鉱業活動の規制に関するものであり、公害法の性格をもつものではない。

これに対して、現象としての公害は、明治期にも存在していた。特に、鉱業活動から発生する鉱山排水（鉱毒）や鉱山排煙（鉱煙）は、別子銅山、足尾銅山、日立鉱山などの周辺地域にみられるように、農林業や漁業に深刻な被害を与えた。

それでは、この時期の公害問題（鉱害）はどのように解決されたのであろうか。一つの例として、足尾鉱毒事件がある。この事件では、鉱山側はほとんど有効な公害防止対策をとることなく、被害者の方は、和解（示談）を通じてほんのわずかの補償を受けて被害の受忍を強いられるか、あるいは若干の補償金と引きかえに被害地域から強制的に移転させられるか、さもないと物理的な衝突となって官憲に逮捕された。もう一つの例として、日立煙害事件がある。この事件では、鉱山側は、被害住民に正面から対応し、住民と協力して鉱害防止のための調査研究を行い、科学的調査に基づいて補償を行い、被害の減少をはかった。

これら二つの例は、有効な公害法が存在しないときに、公害事件がたどる経過の典型例を示している。もちろん、ことがらは国の政策、社会的風潮、民主化の程度などさまざまな法外の事情に依存するが、一般的に言えば、有効な公害法が存在しないとき、公害源は公害防止のコストを節約しようとする。それが極端なかたちで出たのが足尾鉱毒事件であったが、そこまでいかないにして

も、明治期の公害事件は、多かれ少なかれ足尾鉍毒事件型の経過をたどった、
といってよいであろう。

環境法を学ぶ者にとってこれら二つのケースは、ぜひとも知っておいてほしい
歴史上の事例であるので、法的な観点に留意しつつ、もう少し詳しく述べて
おこう。

② 足尾鉍毒事件

足尾鉍毒事件は、現在の栃木県足尾町にあった足尾銅山（現在は鉍山としては
閉山し、精錬のみが行われている）からの鉍毒（鉍毒水および鉍煙）により、渡良
瀬川下流一帯の地域（栃木県、群馬県を中心に埼玉県、茨城県にまで及んだ）およ
び山元の地域（足尾および松木村など谷の上の地域）が甚大な農業・漁業・生活被
害をこうむり、政治的な問題にまで発展した事件である（この事件については、
荒畑寒村『谷中村滅亡史』〈復刻版、新泉社、1970年〉、田村紀雄「足尾鉍毒事件」神岡
浪子編『資料近代日本の公害』〈新人物往来社、1971年〉36頁以下、内水護編『資料
足尾鉍毒事件』〈亜紀書房、1971年〉、飯島伸子編著『公害・労災・職業病年表』〈公害
対策技術同友会、1977年〉、東海林吉郎・菅井益郎『通史足尾鉍毒事件 1877-1984』〈新
曜社、1984年〉など参照）。

渡良瀬川流域沿岸で魚類などに異変が生じるようになったのは1880年前後
（明治12,3年ごろ）からであったが、原因が足尾銅山の鉍毒によるものとして社
会問題になりはじめたのは1890（明治23）年8月の大洪水をきっかけとする。
この年、洪水におそわれた渡良瀬川流域一体では農作物ができず、未曾有の被
害が発生、群馬県、栃木県などで原因究明の調査が行われ、原因は土壌中の銅
であってその発生源は足尾銅山にある、との報告がなされた。国会では、91
年に田中正造が初めて「足尾銅山鉍毒加害の儀につき」質問をした。しかし、
事態は示談へと動いた。1991（明治24）年12月、栃木県会は知事に対して、
鉍毒除害方法の研究とともに、足尾銅山の所有者古河市兵衛と被害農民との間
の損害補償について示談を進めるよう決議し、これを受けて92年に県会の正
副議長、被害地の県会議員、その他のメンバーにより「仲裁会」が組織され、
示談の促進がはかられた。その結果、92年から93年にかけて被害地各地域と
古河との間で、古河が96年6月までに一定の装置を取り付けるとともに示談
金を支払うことなどを内容とする示談契約が次々に結ばれた。さらに、95年